

ダントツひかりサービス契約約款

第1章 総則

第1条 (本サービスの提供等)

1. 株式会社ハイホー(以下「当社」といいます)は、本契約約款に基づき、ダントツひかりのサービス(以下「本サービス」といいます)を次項第5号に定める契約者に提供します。
2. 本契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。
 - (1) 本サービス
NTT 東日本・NTT 西日本のフレッツ光を利用し、本契約約款に基づき当社が電気通信事業者として契約者に提供する電気通信サービスをいいます。なお、本サービスにはプロバイダサービスを含まないプランが存在しますので、ご注意ください。
 - (2) プロバイダサービス
本契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネット接続サービスをいいます。
 - (3) フレッツ光
NTT 東日本・NTT 西日本が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。
 - (4) NTT 東日本・NTT 西日本
NTT 東日本株式会社と NTT 西日本株式会社のいずれかまたは両方をいいます。
 - (5) 契約者
本契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。
 - (6) 事業者変更
フレッツ光又は当社以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションモデルのサービスを利用している契約者(以下、前号に定める契約者と併せて「契約者等」といいます。)が現に利用しているサービス(以下「他サービス等」といいます。)から当社の提供する本サービスに移行すること、または、本サービスから他サービス等に移行することをいいます。
 - (7) 利用契約
本契約約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約をいいます。
 - (8) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - (9) 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - (10) 本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含みます)をいいます。
 - (11) 契約日
契約者からの申し込みに基づき、当社が当該申し込みを承諾した日、または当社が別途定める日のうち、いずれか早い方の日をいいます。
 - (12) 契約月
契約日の属する月をいいます。
 - (13) サービス提供開始日
本サービスの提供開始日は、転用が完了した日または開通工事が完了した日とします。
 - (14) サービス提供開始月
サービス提供開始日の属する月をいいます。
 - (15) 更新月
本サービスの利用契約に係る契約期間が満了し、当該利用契約の契約期間が自動的に更新される月(契約期間満了月の翌月)をいいます。
 - (16) アクセスポイント
契約者が自己の契約者設備を電気通信回線(公衆電話網)等を介して当社の本サービス用設備と接続するための接続ポイントであって当社が設置するものをいいます。
 - (17) アカウント ID
パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号をいいます。

- (18) パスワード
アカウント ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (19) ブロードバンドユニバーサルサービス料
電気通信事業法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいい、利用料金の一部を構成します。
3. 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本契約約款の一部を構成するものとします。
4. 当社が、本契約約款の他に本サービスに基づき別途定めるプランの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本契約約款の一部を構成するものとします。
5. 契約者が本サービスを利用するには、本契約約款の他、NTT 東日本・NTT 西日本及び当社の指定する電気通信事業者(以下、合わせて「通信事業者」といいます)の定める電気通信に関する契約約款、利用規則、利用条件等に同意するものとします。
6. 契約者(契約者になろうとする者を含み、以下本項及び次項において同じとします。)は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法に基づき行う提供条件概要説明について、当社が説明書面の交付に代えて、契約者が登録した連絡先に対し電子メール(SMS サービスを含みます。)を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法等その他の電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めにより許容されるいずれかの方法により説明することを承諾するものとします。なお、本項の定めは、2026 年 3 月 25 日以前に本サービス利用の申し込みをした方については、当社が別途個別の了解を得た日または 2026 年 6 月 1 日のいずれか早い日以降に適用し、2026 年 3 月 26 日以降に本サービス利用の申し込みをする方については、当該申し込みの日以降に適用するものとします。
7. 契約者は、本サービスの提供に関連して、当社が電気通信事業法その他の法令に基づき行う書面交付について、当社が原則として、契約者が登録した連絡先に対し電子メール(SMS サービスを含みます。)を送信する方法又は当社所定のウェブページにて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合も Adobe Acrobat Reader で閲覧可能な PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。)にて行うことを承諾するものとします。ただし、契約者が個別に物理的な書面交付を希望し、当社に申し出た場合には、当社はこれに応じるものとします。

第2条 (本サービスの種類等)

本サービスのプラン内容、条件等の詳細は別紙1のとおりとします。

第3条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条 (本契約約款の変更)

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本契約約款(本契約約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします)を随時変更することがあります。なお、本契約約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本契約約款を適用するものとします。
2. 当社は、本契約約款を当社のホームページ(URL : <http://www.dtn.ne.jp/dantotsuhikari/>)に掲載するものとします。

第5条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第6条 (準拠法)

本契約約款に関する準拠法は、日本法とします。

第7条 (協議)

本契約約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第2章 本サービス契約の締結等

第8条 (利用契約の単位)

利用契約は、別紙1に定めるプランごとに締結されるものとします。

第9条 (利用の申し込み)

本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、本契約約款に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第10条 (承諾)

利用契約は、前条(利用の申し込み)に定める方法による申し込みに対し、当社が当該申し込みを承諾したことをもって、利用契約が成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が実在しない場合
- (2) 契約者回線が当社の指定する地域に存在しない場合
- (3) 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- (4) 同一人物ないしは同居の親族があきらかに不自然な多重申込をしたと認められる場合
- (5) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合
- (6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手续が成年被後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
- (7) 申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合
- (8) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
- (9) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があるとして当社が判断した場合
- (10) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合

第11条 (事業者変更等)

1. 契約者等は、当社に事業者変更を請求することができ、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者等から事業者変更の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 第10条第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 他サービス等を提供する電気通信事業者(以下「電気通信事業者等」といいます。)が承諾しないとき。
 - (3) その他、当社が適当ではないと判断したとき。
3. 契約者は、事業者変更費用を当社所定の方法により当社に支払うものとします。
4. フレッツ光を契約している契約者(以下「フレッツ契約者」といいます。)は、本サービスへの変更時点または本サービスの解約時において、フレッツ契約者がNTT東日本・NTT西日本に対し負担すべき費用が存在することにより、NTT東日本・NTT西日本から当社への請求が行われた場合、当該費用を当社が指定する方法によりフレッツ契約者が当社に支払うことをあらかじめ承諾するものとします。
5. 本条第1項の規定により申し出があったとき、事業者変更に必要な番号(以下「事業者変更番号」といいます。)を発行します。ただし、本サービスに関して、支払期日を超過してもなお利用料金の支払がない場合、事業者変更番号を発行しない場合があります。
6. 事業者変更の手続きに必要な最低限の範囲で、当社は契約者に関する情報を電気通信事業者等へ開示する場合があります。なお、事業者変更番号は、発行日から起算して15日を経過した場合、効力が失効するものとします。

第12条 (契約者の登録情報等の変更)

1. 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更(クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます)、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プランの利用ができなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを選択するものとします。
3. 本条第1項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は

一切責任を負わないものとします。

第13条（利用契約の変更）

1. 契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第 10 条(承諾)各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあるものとします。
2. 本サービスのプランを変更する場合、変更のできない場合もあります。その内容は別紙 3 に定めます。

第14条（契約者からの解約）

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- 1) 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、当該通知を受けて、NTT 東日本・NTT 西日本による解約に係る処理が完了したのものについては当該処理のあった月の末日に利用契約の解約があったものとします。
- 2) 契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約の契約期間は自動的に更新されます。
- 3) 当社は、契約者が利用契約を解約する場合、当社が定める日をもって、アカウント ID 及びパスワードを無効とします。
- 4) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第 4 章に基づきなされるものとします。

第15条（当社からの解約）

1. 当社は、第 38 条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第 10 条(承諾)第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第 38 条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第16条（権利の譲渡制限）

本契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第17条（設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続）

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本契約約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

第 3 章 サービス

第18条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、本契約約款で特に定める場合を除き、別紙 3 に定めるとおりとします。

第19条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 当社と NTT 東日本・NTT 西日本との間の契約が終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前各項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 本条の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 利用料金

第20条（本サービスの利用にかかる料金、算定方法等）

契約者の本サービスの利用にかかる料金は、当社が別紙 2 に定めるとおりとします。

第21条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、サービス提供開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙 2 に定める利用料金の支払を要します。
2. 前項の期間において、第 35 条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。
3. 第 38 条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。
4. 本サービスの利用料金は、本サービスの利用日数が 1 ヶ月に満たない場合、該当月の日数に応じて日割計算を行うものとします。
5. 本サービスにおいて、NTT 東日本・NTT 西日本による工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第 21 条の 2（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務）

1. 契約者は、料金月の末日が経過した時点で、本サービスの提供を受けていた場合、ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要します。
2. ブロードバンドユニバーサルサービス料の金額は、1 回線ごとに、電気通信事業法に基づき基礎的電気通信役務支援機関が算定し公表する負担金の回線単価に消費税相当額を加えた額とします。なお、前条第 4 項の定めにかかわらず、日割計算はしません。
3. ブロードバンドユニバーサルサービス料の金額は、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって算定・公表される回線単価の内容に応じて、変動する場合があります。なお、「ブロードバンドユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/>）又はお問い合わせ先（03-6302 8035：土日祝休日、年末年始を除く 9 時～17 時）にてご確認ください。
4. 契約者は、ブロードバンドユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更有った場合に、その変動に応じて当社がブロードバンドユニバーサルサービス料を見直すことができることについて、あらかじめ同意するものとします。
5. ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務及び支払方法等について、本条に定める事項以外の事項については、利用料金の支払義務及び支払方法等に関する本契約約款の定めを準用します。

第22条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過しても当社への支払がないときは、支払期日の翌日から完済に至るまで 1 年を 365 日とする日割計算により年 14.6 %の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第23条（開通工事等）

1. 契約者は、本サービスの利用に係る開通工事等（契約者の引越し等移転による工事、本サービスの回線品目変更工事を含みます）が必要な場合、当社所定の方法により当該開通工事等に要する費用を負担していただきます。
2. 本サービスの利用に係る工事完了後に利用契約の解除、取消し等があった場合であっても、その工事に要した費用を負担していただきます。

第24条（利用料金の支払方法）

1. 契約者は、本サービスの利用に係る料金を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 - 1) クレジットカード
 - 2) 預金口座振替
 - 3) NTT 東日本・NTT 西日本による料金回収代行サービス
 - 4) その他当社が定める方法
2. 利用料金の支払が前項第 1 号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 利用料金の支払が第 1 項第 2 号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月 27 日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。
4. 利用料金の支払が第 1 項第 3 号に定める NTT 東日本・NTT 西日本による料金回収代行サービ

スによる場合、利用料金の支払方法は NTT 東日本・NTT 西日本の料金支払規定に準ずるものとします。

5. 当社は、前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。
6. 以下の場合については、コンビニ払込票を発行いたします。
 - (1) 当社からの発行の場合
 - ・フレッツ・まとめて支払い登録で1ヵ月分の利用限度額1,000,000円を超えた場合
 - ・支払方法の登録が完了していない場合
7. 契約者は支払方法が次の各号のいずれかの場合手数料をそれぞれ支払うものとします。
 - (1) 預金口座振替・・・220円/1請求あたり
 - (2) 当社よりコンビニ払込票を発行した場合・・・
 - 2025年11月ご利用分まで：330円/1請求あたり
 - 2025年12月ご利用分以降：440円/1請求あたり
 - (3) NTT 東日本・NTT 西日本による料金回収代行サービス・・・220円/1請求あたり

第25条（支払明細書）

当社は、契約者から請求があったときに限り、別途契約者の費用負担において支払明細書（その契約者に係る料金その他の債務の明細をいいます。以下同じとします。）を発行します。

第26条（債権の譲渡）

契約者は、当社が、本契約約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第5章 契約者の義務等

第27条（アカウント ID 及びパスワード）

1. 契約者は、アカウント ID を第三者（以下「他者」といい、国内外を問わないものとします）に貸与、又は共有しないものとします。
2. 契約者は、アカウント ID に対応するパスワードを他者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。
3. 契約者は、契約者のアカウント ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたとき（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身に関与しなくともアカウント ID 及びパスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。
4. 契約者のアカウント ID 及びパスワードを利用して契約者と他者により同時に、又は他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しないものとします。
5. 契約者は、自己のアカウント ID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者のアカウント ID 及びパスワードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第28条（自己責任の原則）

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下、同様とします）とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、〔1〕本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、又は〔2〕他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。
5. 契約者は、本サービスを經由して、当社以外の他者のコンピューターやネットワーク（以下「他者ネットワーク」といいます）を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第29条（禁止事項）各号に該当する行為を行わない

ものとします。

6. 当社は、本サービス経由による他者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。
7. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第29条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- 1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- 2) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 3) 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 4) 当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 5) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- 6) わいせつ(性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- 7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- 8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- 10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- 11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
- 12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- 13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- 14) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- 15) 他者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- 16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
- 17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- 18) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐、麻薬取扱等)し、又は他者に不利益を与える行為
- 19) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- 20) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不適当と認める行為

第6章 当社の義務等

第30条（当社の維持責任）

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第31条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復

旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第32条（通信の秘密の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集・加工を含みます)においてのみ、契約者の通信の秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分、命令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が第29条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を利用することができます。

第33条（契約者情報等の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報、その他前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(以下、あわせて「契約者情報等」といいます)を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。
2. 当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社又は当社の業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、〔1〕警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は〔2〕緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。
5. 当社は、利用契約の終了後又は利用期間の経過後も、契約者情報等を当社の個人情報保護方針に定める利用目的の達成のために必要な期間保存し、契約者情報等を利用する場合があるものとし、契約者はこれに同意するものとします。また、前述の目的の他、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。ただし、保存することに対して明示の異議がある場合には、当該情報を削除するものとします。
6. 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。当該個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が本契約約款に優先するものとします。
7. 本条に定める他、契約者の個人情報の取扱いについては、当社が当社のホームページ上に定める『個人情報保護方針』に従うものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止

第34条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

第35条（保守等によるサービスの中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- 1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
- 2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- 3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
- 4) 第 34 条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
- 5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
- 6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第36条（データ等の削除）

1. 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社が定める所定の期間、又は容量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第37条（契約者への要求等）

1. 当社は、〔1〕契約者による本サービスの利用が第 29 条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、〔2〕当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又は〔3〕その他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - 1) 第 15 条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約します
 - 2) 第 29 条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します
 - 3) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続を含みます)を行うよう要求します
 - 4) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します
 - 5) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます
 - 6) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ります
 - 7) 第 38 条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止します
 - 8) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します
2. 前項の措置は第 28 条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 契約者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が本条第 1 項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第38条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
 - 1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - 2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
 - 3) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合
 - 4) 当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合
 - 5) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - 6) 本サービスの利用が第 29 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条第 1 項(契約者への要求等)第 1 号及び第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該

要求に応じない場合

- 7) 前各号のほか本契約約款に違反した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウント ID のいずれかが前条第 1 項又は本条第 1 項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウント ID の使用を一時停止、又は解約とすることができるものとします。
4. 当社は、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
5. 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第 8 章 損害賠償等

第39条（損害賠償の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます）に陥った場合で、かつ契約者が月額基本料金の発生する本サービスを申し込んでいる場合、当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金の月額基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数（24 時間を 1 日とします。24 時間に満たないものは切り捨てとします）を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、〔1〕天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、〔2〕当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、〔3〕逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、以下の方法のいずれか、又はこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。
 - 1) 後に請求する本サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること
 - 2) 賠償額に相当する本サービスの使用権を付与すること
3. 利用不能が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、この場合でも、間接損害について当社は賠償責任を負いません。
4. 本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
5. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるときは各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を本条第 1 項により算出された各契約者に対し返還すべき額で按分した額とします。

第40条（免責）

1. 当社は、本契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う 1 ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、又は契約者が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失（本人による削除は除きます）し、又は他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う契約者又は他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

以上

付則：

本契約約款本文

2016 年 2 月 1 日 制 定

2021 年 1 月 1 日 改 定

2021 年 7 月 1 日 改 定

2025 年 10 月 29 日 改 定

2026 年 3 月 26 日 改 定

2026 年 7 月 8 日 改 定

別紙1 <本サービスの詳細>

【本サービスの各プラン】

1. プロバイダサービスを含まないプラン

NO.	プラン名	月額基本料金
1	ダントツひかり標準 戸建 47 (N)	4,700 円 (税込 5,170 円)
2	ダントツひかり 戸建 44 (N)	4,400 円 (税込 4,840 円)
3	ダントツひかり 戸建 44 ご自宅プラン (N)	4,400 円 (税込 4,840 円)
4	ダントツひかり標準 マンション 37 (N)	3,700 円 (税込 4,070 円)
5	ダントツひかり マンション 34 (N)	3,400 円 (税込 3,730 円)
6	ダントツひかり マンション 34 ご自宅プラン (N)	3,400 円 (税込 3,730 円)

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

2. プロバイダサービスを含むプラン

NO.	プラン名	月額基本料金
1	ダントツひかりパック標準 戸建 59 (N)	5,900 円 (税込 6,490 円)
2	ダントツひかりパック 戸建 53 (N)	5,300 円 (税込 5,830 円)
3	ダントツひかりパック 戸建 53 ご自宅プラン (N)	5,300 円 (税込 5,830 円)
4	ダントツひかりパック 戸建 51 (N)	5,100 円 (税込 5,610 円)
5	ダントツひかりパック 戸建 49 (N)	4,900 円 (税込 5,390 円)
6	ダントツひかりパック 戸建 49 ご自宅プラン (N)	4,900 円 (税込 5,390 円)
7	ダントツひかりパック標準 マンション 49 (N)	4,900 円 (税込 5,390 円)
8	ダントツひかりパック マンション 43 (N)	4,300 円 (税込 4,730 円)
9	ダントツひかりパック マンション 43 ご自宅プラン (N)	4,300 円 (税込 4,730 円)
10	ダントツひかりパック マンション 41 (N)	4,100 円 (税込 4,510 円)
11	ダントツひかりパック マンション 39 (N)	3,900 円 (税込 4,290 円)
12	ダントツひかりパック マンション 39 ご自宅プラン (N)	3,900 円 (税込 4,290 円)

3. オプション

NO.	プラン名	月額基本料金
1	固定 IP アドレス	1,480 円 (税込 1,628 円)

別紙2 <各プランの詳細>

1. プロバイダサービスを含まないプラン

(1) ダントツひかり標準 戸建 47 (N)

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 初期費用(初回のみ) | 3,000 円(税込 3,300 円) |
| ② | 月額基本料金 | 4,700 円(税込 5,170 円) |
| ③ | 契約期間 | 1 ヶ月ごとに自動更新 |
| ④ | 契約解除料 | なし |

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

(2) ダントツひかり 戸建 44 (N)

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 初期費用(初回のみ) | 3,000 円(税込 3,300 円) |
| ② | 月額基本料金 | 4,400 円(税込 4,840 円) |
| ③ | 契約期間 | 2 年(24 ヶ月) ごとに自動更新 |
| ④ | 契約解除料 | 9,975 円(不課税) |

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。

※ 2 年(24 ヶ月) ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。

※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(3) ダントツひかり 戸建 44 ご自宅プラン (N)

- | | | |
|---|------------|--------------------------------------|
| ① | 初期費用(初回のみ) | 3,000 円(税込 3,300 円) |
| ② | 月額基本料金 | 4,400 円(税込 4,840 円) |
| ③ | 契約期間 | 初回のみ 26 ヶ月間
以降、2 年(24 ヶ月) ごとに自動更新 |
| ④ | 契約解除料 | 9,975 円(不課税) |

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。

※ 2 年(24 ヶ月) ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。

※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1 ヶ月目とし、26 ヶ月目までとします。

※ 契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1 ヶ月目とし、最大2 ヶ月目まで月額基本料金がかかりません。

※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります(前述の月額基本料金無料期間中の解約についても、契約解除料がかかります)。

※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(4) ダントツひかり標準 マンション 37 (N)

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 初期費用(初回のみ) | 3,000 円(税込 3,300 円) |
| ② | 月額基本料金 | 3,700 円(税込 4,070 円) |
| ③ | 契約期間 | 1 ヶ月ごとに自動更新 |
| ④ | 契約解除料 | なし |

※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用契約を締結する必要があります。

(5) ダントツひかり マンション 34 (N)

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 初期費用(初回のみ) | 3,000 円(税込 3,300 円) |
| ② | 月額基本料金 | 3,400 円(税込 3,730 円) |
| ③ | 契約期間 | 2 年(24 ヶ月) ごとに自動更新 |
| ④ | 契約解除料 | 9,975 円(不課税) |

- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。
- ※ 2年（24ヶ月）ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(6) ダントツひかり マンション34 ご自宅プラン (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000円(税込3,300円)
- ② 月額基本料金 3,400円(税込3,730円)
- ③ 契約期間 初回のみ26ヶ月間
以降、2年（24ヶ月）ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 9,975円(不課税)

- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 本プランは、プロバイダサービスを含まないため、インターネット接続のためには契約者ご自身で、別途プロバイダ事業者とプロバイダサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。
- ※ 2年（24ヶ月）ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、26ヶ月目までとします。
- ※ 契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、最大2ヶ月目まで月額基本料金がかかります。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります（前述の月額基本料金無料期間中の解約についても、契約解除料がかかります）。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

2. プロバイダサービスを含むプラン

(1) ダントツひかりパック標準 戸建59 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000円(税込3,300円)
- ② 月額基本料金 5,900円(税込6,490円)
- ③ 契約期間 1ヶ月ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 なし

- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

(2) ダントツひかりパック 戸建53 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000円(税込3,300円)
- ② 月額基本料金 5,300円(税込5,830円)
- ③ 契約期間 2年（24ヶ月）ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 9,975円(不課税)

- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2年（24ヶ月）ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(3) ダントツひかりパック 戸建53 ご自宅プラン (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000円(税込3,300円)
- ② 月額基本料金 5,300円(税込5,830円)
- ③ 契約期間 初回のみ26ヶ月間
以降、2年（24ヶ月）ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 9,975円(不課税)

- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2年（24ヶ月）ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、26ヶ月目までとします。

- ※ 契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、最大2ヶ月目まで月額基本料金がかかりません。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります（前述の月額基本料金無料期間中の解約についても、契約解除料がかかります）。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(4) ダントツひかりパック 戸建 51 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 5,100 円(税込 5,610 円)
- ③ 契約期間 2年(24ヶ月) ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 12,000 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2年(24ヶ月) ごとに自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(5) ダントツひかりパック 戸建 49 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 4,900 円(税込 5,390 円)
- ③ 契約期間 2年(24ヶ月) ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 14,000 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2年(24ヶ月) ごとに自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、24ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(6) ダントツひかりパック 戸建 49 ご自宅プラン (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 4,900 円(税込 5,390 円)
- ③ 契約期間 初回のみ 26ヶ月間
以降、2年(24ヶ月) ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 14,000 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2年(24ヶ月) ごとに自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、26ヶ月目までとします。
- ※ 契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を1ヶ月目とし、最大2ヶ月目まで月額基本料金がかりません。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります（前述の月額基本料金無料期間中の解約についても、契約解除料がかかります）。
- ※ 2025年7月1日以降に契約を更新された場合、③契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(7) ダントツひかりパック標準 マンション 49 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 4,900 円(税込 5,390 円)
- ③ 契約期間 1ヶ月ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 なし
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。

(8) ダントツひかりパック マンション 43 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 4,300 円(税込 4,730 円)
- ③ 契約期間 2年(24ヶ月) ごとに自動更新

- ④ 契約解除料 9,975 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(9) ダントツひかりパック マンション 43 ご自宅プラン (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 4,300 円(税込 4,730 円)
- ③ 契約期間 初回のみ 26 ヶ月間
以降、2 年 (24 ヶ月) ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 9,975 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、26 ヶ月目までとします。
- ※ 契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、最大 2 ヶ月目まで月額基本料金がかかります。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります (前述の月額基本料金無料期間中の解約についても、契約解除料がかかります)。
- ※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(10) ダントツひかりパック マンション 41 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 4,100 円(税込 4,510 円)
- ③ 契約期間 2 年 (24 ヶ月) ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 12,000 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(11) ダントツひかりパック マンション 39 (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 3,900 円(税込 4,290 円)
- ③ 契約期間 2 年 (24 ヶ月) ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 14,000 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、24 ヶ月目までとします。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります。
- ※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

(12) ダントツひかりパック マンション 39 ご自宅プラン (N)

- ① 初期費用(初回のみ) 3,000 円(税込 3,300 円)
- ② 月額基本料金 3,900 円(税込 4,290 円)
- ③ 契約期間 初回のみ 26 ヶ月間
以降、2 年 (24 ヶ月) ごとに自動更新
- ④ 契約解除料 14,000 円(不課税)
- ※ ベストエフォート方式のため、当社は接続速度の保証をしません。
- ※ 2 年 (24 ヶ月) ごとの自動更新契約につき、上記月額基本料金を適用します。
- ※ 初回の契約期間は、契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、

26 ヶ月目までとします。

- ※ 契約月またはサービス提供開始月のいずれか遅く到来する月を 1 ヶ月目とし、最大 2 ヶ月目まで月額基本料金がかかりません。
- ※ 更新月を除き、契約期間中の解約は、契約解除料がかかります（前述の月額基本料金無料期間中の解約についても、契約解除料がかかります）。
- ※ 2025 年 7 月 1 日以降に契約を更新された場合、④契約解除料の定めに関わらず、契約解除料は②月額基本料金の税別金額とします。

3. オプション

固定 IP アドレス

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| ① | 月額基本料金 | 1,480 円(税込 1,628 円) |
| ② | 契約期間 | 1 ヶ月ごとに自動更新 |
| ③ | 契約解除料 | なし |

- ※ 最大 1 ヶ月間の無料期間がございます。

以上

別紙3 <本契約約款の補足>

【利用契約の単位】（本契約約款第8条関連）

本サービスの各プランについては、契約者ごとの制限はございません。

【契約者の登録情報等の変更】（本契約約款第12条第2項関連）

本サービスの各プランについては、当社の指定地域外への住所変更はできないものとします。

【プランの変更が制限されているプラン】（本契約約款第13条第2項関連）

下記の《現行プラン》を、下記の《変更制限プラン》に変更することができません。

《現行プラン》

- ・ 現状ございません。

《変更制限プラン》

- ・ 現状ございません。

【本サービスの提供区域】（本契約約款第18条関連）

本サービスの提供区域は、NTT 東日本・NTT 西日本が IP 通信網サービスを提供している地域のうち、当社の定める範囲とします。ただし、地域名はNTT 東日本・NTT 西日本の使用するものに準じます。

【本サービスの廃止】（本契約約款第19条関連）

当社とNTT 東日本・NTT 西日本との間の契約が解除その他の理由により終了した場合には、本サービスは自動的に廃止となります。

【利用料金の支払義務】（本契約約款第21条第5項関連）

本サービスについては、工事の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等を行わないものとします。

別紙：

2016 年 2 月 1 日 制 定

2016 年 3 月 1 日

2019 年 7 月 1 日 改 訂

2021 年 1 月 1 日 改 訂

2025 年 10 月 29 日 改 訂